

諮問番号：平成28年度諮問第30号

答申番号：平成28年度答申第34号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、特別児童扶養手当障害程度認定基準（認定基準）に「たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により、対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために、日常生活に著しい制限を受けることに着目して行う」とあるにも関わらず、対象児童らについて、次の事情を考慮せずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当であると主張している。

- (1) IQは正常又は境界線であるが、要注意度が随時注意が必要で、発達障害があるため、日常生活への適応にあたって援助が必要である。
- (2) 集団生活でもある程度の注意が必要で、学校では支援の先生の見守りが必要な状態である。
- (3) 家庭においても、毎日、何かしらの癩癢があり、落ち着くのにも時間がかかり、外出時にも注意が必要である。成長とともに落ち着いたようにも感じるが、まだまだそれぞれに手がかかり、親自身も制限して生活することが必要である。

2 処分庁の主張の要旨

障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から手当認定対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。

対象児童らの診断書から、対象児童らに発達障害があり、日常生活の適応にあたって援助が必要なことは理解するが、「問題行動及び習癖」に不適応とまでいえる行動が見られていないこと、また、「日常生活能力の程度」についても、一部介助にとどまることから、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」とまでは読み取ることができない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従って行われたものといえることができる。

なお、同診断書記載の知能検査の結果は、有効期間が過ぎているものの、同診断書作成後に実施された知能検査の結果にかんがみれば、対象児童らを障害非該当とした原処分の判断は、結論において正当であったといえることができ、原処分にこれを取り消すべき違法、不当な点があるとまではいえない。

2 審査請求人は、発達障害の認定基準の内容を示した上で、そうした基準があるにも関わらず、審査請求人が挙げる対象児童らに係る個別の事情を考慮せずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

確かに、前記認定基準には、知能指数の高低に関わりなく、社会行動やコミュニケーション能力の障害に伴う対人関係や意思疎通の困難さにより、日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うよう規定されているが、審査請求人が主張する事情は、いずれも同診断書に記載済みか、記載内容に相応のものであって、処分庁は、こうした同診断書の記載内容に基づき、知能指数のみに着眼することなく、発達障害関連症状や問題行動及び習癖、日常生活能力の程度、さらには要注意度などについて、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で原処分を行っていることが認められ、まさに前記認定基準の規定内容に沿って判断を行っているといえるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法、不当な点があるとまではいえず、また、審査請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年2月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

審査会は、同年3月2日、同法第81条第3項において準用する同法第74条に基づく調査を行い、その結果などを踏まえ、同月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで対象児童らについて書かれた診断書をみると、いずれも精神医学的総合判定が障害等級の2級に相当するとされる「中度」と評価されるものの、知能指

数は「境界線」を下回らず、発達障害関連症状は「乏しい」とされていた。

また、いずれの診断書にも、問題行動及び習癖として、「多動」や「癩癩」がみられるが、日常生活能力の程度は「自立」の程度が強く、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっていた。

こうした対象児童らの診断書に記載された事実関係からすると、精神の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童らを障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

なお、前記第3の1のとおり、対象児童らの診断書においては、知能検査の結果の有効期間が過ぎているとの事情が認められたため、当審査会は、これらの診断書作成後に実施された最新の知能検査の結果を示した上で、改めて処分庁の嘱託医師に障害の程度の審査判定を依頼したところ、その判定の結果が引き続き非該当とされた。

以上のとおり、原処分には、これを取り消すべきというほどの違法、不当な点は認められないし、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員の判断についても、結論においては適正なものと認められるから、これを棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美